

★2011年秋号★

市税の回覧板

元局担当
行 政 担 当
企 画 財 管 理
事 務 室 稅 務 町 1-23-1
税 务 崎 市 東 七 松 町 1-23-1
尼 崎 市 東 七 松 町 1-23-1
發 尼 崎 市 東 七 松 町 1-23-1
稅 尼 崎 市 東 七 松 町 1-23-1
尼 崎 市 東 七 松 町 1-23-1
Tel 06-6489-6243



寄附金・義援金は個人市民税・県民税の控除の対象となる場合があります

東日本大震災の被災地方公共団体への寄附金、国や各地方公共団体を通じての被災者への支援金、日本赤十字社・中央共同募金会などへの支援金は、所得税の寄附金控除の対象となる場合があるほか、「ふるさと寄附金」として個人市民税・県民税の控除の対象となる場合があります。

控除を受けるためには、申告が必要となります。

申告方法

平成23年分所得税（※）で寄附金控除を受けるための確定申告を平成24年1月以降に税務署で行ってください。申告の際に必要となりますので、国や地方公共団体の採納証明書、領収書、受領証、募金団体が発行する預り証などを保管していただくようお願ひいたします。

なお、確定申告をされた方は、平成24年度分個人市民税・県民税（※）で寄附金税額控除を受けるための申告は不要ですが、個人市民税・県民税の寄附金税額控除のみを受ける場合は市で申告を行う必要があります。

(※どちらも、平成23年1月1日～12月31日までの所得等を基に計算します。)

詳しくは、個人市民税・県民税について 市民税担当 TEL 06-6489-6246
所得税について 尼崎税務署 TEL 06-6416-1381
(アナウンスに従い電話機を操作してください)

改修工事をされた住宅に対する
固定資産税の減額申告を忘れていませんか？

次の改修工事を行った場合、固定資産税を納税者からの申告に基づき減額する制度があります。減額措置の申告期限は改修工事が完了した日から3ヶ月以内です。

1 **住宅耐震改修工事**

現行の耐震基準に適合する耐震改修を行った場合、その住宅に対する固定資産税の減額措置があります。平成22年1月1日以後に耐震改修が完了した場合の減額措置の内容は以下のとおりです。

耐震改修の完了日	減額措置の内容	
平成22年1月1日～ 平成24年12月31日	翌年度(※)から 2年度分	左記の期間、1戸当たり住宅床面積120m ² 相当分までの固定資産税額を2分の1に減額します。
平成25年1月1日～ 平成27年12月31日	翌年度(※)分のみ	

※耐震改修の完了日が1月2日から3月末の場合は、翌々年度

〈要件〉

- 昭和57年1月1日以前に建てられ、平成27年12月31日までに一定の耐震改修を行った住宅で、居住部分が全体の2分の1以上
- 耐震改修費用が30万円以上

2 **省エネ改修工事**

一定の省エネ改修工事(窓、天井、壁、床等)を行った場合、その住宅に対する固定資産税の減額措置(1戸当たり住宅床面積120m²相当分までの固定資産税額の3分の1を減額)があります。省エネ改修工事の完了日の翌年度分(完了日が1月2日から3月末の場合は翌々年度分)の固定資産税に限り減額されます。

〈要件〉

- 平成20年1月1日以前に建てられた住宅(賃貸住宅を除く。居住部分が全体の2分の1以上)
- 平成25年3月31日までに省エネ改修工事が完了した住宅
- 省エネ改修費用が30万円以上

○次の（1）から（4）までの工事で、（1）を含む工事を行ったこと。

- (1) 窓の断熱性を高める改修工事
- (2) 天井等の断熱性を高める改修工事
- (3) 壁の断熱性を高める改修工事
- (4) 床等の断熱性を高める改修工事

※（1）の工事は必須です。また、改修部分のいずれもが現行の省エネ基準に適合することが必要です。

3 住宅バリアフリー改修工事

浴室や便所改修、手すりの取付け等のバリアフリー改修工事を行った場合、その住宅に対する固定資産税の減額措置（1戸当たり住宅床面積100m²相当分までの特定居住用部分（※）に係る固定資産税額の3分の1を減額）があります。バリアフリー改修工事の完了日の翌年度分（完了日が1月2日から3月末の場合は翌々年度分）の固定資産税に限り減額されます。※貸家部分以外の人の居住部分

〈要件〉

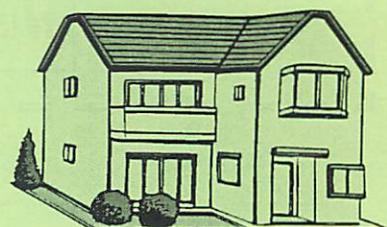
○平成19年1月1日以前に建てられた住宅（賃貸住宅を除く。居住部分が全体の2分の1以上）で、平成25年3月31日までに特定居住用部分にバリアフリー改修を行ったもの

○工事完了日の翌年1月1日（工事完了日が1月1日である場合には、同日）に65歳以上の方、介護保険法の要介護若しくは要支援認定を受けている方又は一定の障がいのある方が特定居住用部分に居住していること。

○バリアフリー改修工事の補助金等を除いた自己負担額が30万円以上

○次のいずれかに該当する改修工事を行ったこと。

- (1) 通路又は出入口の幅を拡張する工事
- (2) 階段の勾配を緩和する工事
- (3) 浴室を改良する工事 (4) 便所を改良する工事
- (5) 手すりの取付け (6) 屋内段差の解消
- (7) 出入口の戸を改良する工事
- (8) 床表面の滑り止め化



各減額の詳細の質問や申告方法については資産税担当まで

TEL 06-6489-6264 (中央・園田地区担当)

TEL 06-6489-6265 (小田・立花地区担当)

TEL 06-6489-6266 (大庄・武庫地区担当)

市税の納期内納付にご協力ください！

納期限を過ぎても納付がない場合、督促状を発送します(別途、督促手数料が80円かかります。)。

督促状を発送した後に、納付の確認が取れない納税者の方については、電話又は文書による納付の催告を行います。

納付の催告を行った後に納付がない場合は、給与・預貯金・不動産といった財産を差し押さえ、差し押された財産の取立てや公売を行い、市税に充てることになります。

(また、納期限の翌日から納付される日までの期間の日数に応じて、延滞金がかかります。)

病気、失業などの事情により納期限までの納付が困難な場合は、納付方法などについて、相談に応じますので、ご連絡ください。

詳しくは、納税担当 Tel 06-6489-6274

納税推進センターについて

尼崎市納税推進センターは、平成23年度課税の個人市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税について、それぞれの税目ごとの納期内に納付がなく、督促状を発送した後に、一定期間が経過しても納付していただけない方に対して、電話で納付についての案内及び文書による案内を行っております。

同センターの業務は、月曜日、火曜日及び木曜日は午前9時から午後8時まで、水曜日及び金曜日は午前9時から午後4時まで並びに第2土曜日及び第4日曜日は午前9時から午後4時まで（祝日及び年末年始を除く。）行っております。

ATM機（現金自動支払機）を使った詐欺事件が全国で多発していますが、尼崎市では電話でATM機（現金自動支払機）の操作をお願いすることはありません。

詳しくは、納税担当 Tel 06-6489-6274

税のかレンダー

10月31日（月） 個人市民税・県民税（普通徴収）第3期分納期限

12月26日（月） 固定資産税・都市計画税第3期分納期限

1月31日（火） 個人市民税・県民税（普通徴収）第4期分納期限

